**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月八日

岐阜県本巣郡北方町高屋白木二丁目四七番地

有限会社大吉紳士服縫製

代表取締役　大戸井孝吉

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十億三千九十万円、資本準備金の額を十億三千七十二万三千八百二十一円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月一日

掲載頁　一四四頁（号外第二一七号）

令和八年十月八日

横浜市南区高砂町二丁目二四番地

株式会社東日本セレモニー

代表取締役　渡邊　正典

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、同日を効力発生日とする株式分割（一株につき千株の割合）により株式の割当てを受ける権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

令和八年十月八日

神奈川県厚木市上依知三〇一九番地

イクヨオートモーティブ株式会社

代表取締役　孫　峰

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年十月三十日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月八日

高知県土佐市宇佐町宇佐二四六五番地五

有限会社輝大水産

代表取締役　門田　賢

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

東京都中央区築地三丁目五番一〇号

株式会社三洋堂

代表取締役　丸山　剛

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

新潟県長岡市沖田三丁目二八番地

株式会社長岡建設会館

代表取締役　本田　浩太

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

大阪市城東区関目六丁目一二番一四号

増田工業株式会社

代表取締役　増田　岳史

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

大阪市淀川区東三国二丁目三二番一三号

株式会社アポック

代表取締役　矢間　冬樹

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

島根県隠岐郡隠岐の島町中町名田ノ一、七番地三

株式会社竹田組

代表取締役　竹田　栄人

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月八日

高知県高知市一宮四七八六番三二

株式会社鉄建ブリッジ

代表取締役　森下　伸裕

**限定承認公告**

本籍群馬県高崎市下小塙町一六五五番地三一、最後の住所群馬県高崎市下小塙町一六五五番地三一　被相続人　亡　三浦　喜治

右被相続人は令和八年六月六日死亡し、その相続人は令和八年九月二十四日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

大阪府吹田市千里山東四丁目四一番一三号

相続財産清算人　三浦　喜和

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一五一頁（号外第一七三号）

令和八年十月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

笠ヶ岳特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を八五〇〇万円減少し一五〇〇万円とし、発行済優先出資総口数一億口のうち八五〇〇万口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を八五〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十一日であり、社員総会の決議は令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　九十頁（号外第一五九号）

令和八年十月八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

京都東山閣特定目的会社

取締役　田中　雅勝

**訂正公告**

令和八年七月二十一日（第一七五一号）掲載の組織変更公告中、「効力発生日は、令和八年八月二十二日」とあるは、「効力発生日は、令和八年九月一日」の誤りにつき、訂正します。

尚、この組織変更に異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月八日

長野県佐久市平賀五三七一番地一

芙蓉酒造協同組合

代表理事　依田　方伯

**取消公告**

令和八年十月一日（号外第二一七号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年十月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号丸の内永楽ビルディング二四階東京共同会計事務所内

ドムス合同会社

清算人　名古路秀和

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 九六 | 上 | 改正前欄終りから六 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 下 | 四 | 改正後欄一 | （国債の登録） |
| | | 2 | | |
| | 2 | 1 | （国債の登録） | |

令和八年七月三十一日（号外第百七十二号）公布経済産業省令第六十四号（貿易保険法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）